

令和2年4月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

N95マスクの例外的取扱いについて

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記厚生労働省の事務連絡につきまして、このたび日本医師会から別添の通り通知がありました。

同事務連絡は、N95マスクの例外的取扱いを行う際の留意点等が取りまとめられたことを情報提供するものです（下記参照）。

貴会におかれましてはご了承いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【厚生労働省事務連絡より抜粋】

N95マスクについては以下の診療場面での使用を推奨しており、以下の場面以外では、サージカルマスク等を適切に使用すること

- エアロゾルが発生するような手技を行う時
(気管内吸引、気管内挿管、下気道検体採取等)

N95 マスクについては以下の考え方にに基づき、可能な限り、効率的に使用すること。

- 滅菌器活用等による再利用に努めること（※1「N95 マスクの再利用法」参照）。
- 必要な場合は、有効期限に関わらず利用すること。
- 複数の患者を診察する場合に、同一のN95 マスクを継続して使用すること
(※2「N95 マスクの継続使用に係る注意点」参照)。
- N95 マスクには名前を記載し、交換は1日1回とすること。
- KN95 マスクなどの医療用マスクもN95 マスクに相当するものとして取り扱い、活用するよう努めること（米国FDAは、KN95 マスクなどの医療用マスクの使用方法に関して緊急使用承認（EUA）が与えられたところ。）

※1 N95 マスクの再利用法

・過酸化水素水プラズマ滅菌器を用いた再利用法

米国において、一部メーカーと規制当局との連携により、手術器具の滅菌などに用いられている過酸化水素水プラズマ滅菌器の使用により、N95 マスクの滅菌及び再利用が可能であると示唆されていることを踏まえて対応すること。

ただし、3回の再利用でN95 マスクの換気能が低下するため、再利用は2回までにすること。（ステラッド過酸化水素プラズマ滅菌器を用いた滅菌方法について別紙を参照。

なお、N95 マスクは医療機器ではないため、当該滅菌器の添付文書の記載にかかわらず、その使用は差し支えない。）

- ・ 1人に5枚のN95 マスクを配布し、5日間のサイクルで毎日取り替える再利用新型コロナウイルス感染症はプラスチック、ステンレス、紙の上では72時間しか生存できないことが報告されていることから、N95 マスクを1人につき5枚配布するとともに、使用したものを通気性のよいきれいなバッグに保管し、毎日取り替えて5日間のサイクルで使用する（参照：米国CDC「Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators」）。

※2 N95 マスクの継続使用に係る注意点

- ・ 目に見えて汚れた場合や損傷した場合は廃棄すること。
- ・ N95 マスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

【担当】

大阪府医師会

地域医療1課（TEL:06-6763-7012）

地域医療2課（TEL:06-6763-7002）

総務課（TEL:06-6763-7000）